

令和8年度高松市若年層対策健康診査業務委託仕様書

1 業務の概要

本業務は、高松市（以下「市」という。）が、高松市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱及び令和8年度高松市若年層対策健康診査実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施する、令和8年度高松市若年層対策健康診査のうち、実施要領「3 実施の手順及び役割分担」中、（2）申込受理、（3）申込受付、（4）自己採血キットの発送、（5）自己採血キットの受理、（6）検査結果の報告等を行うものとする。

なお、本仕様書で用いる用語の定義については、実施要領中「2 定義」によるものとする。

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予定数量

- | | |
|----------------------------------|--------|
| （1） 輸送型血液検査サービス一式 | 300件 |
| ※ 自己採血キット、検査結果WEB通知サービス、検査料金を含む。 | |
| （2） 検査キット発送件数 | 300件 |
| ※ 自己採血キット送料、検体返送料を含む。 | |
| （3） 案内用リーフレット作成件数 | 1,700件 |
| （4） 検査キット再送件数 | 50件 |
| ※ 自己採血キット送料、検体返送料を含む。 | |

4 業務内容

（1） 案内用リーフレットの作成

受託者は、検査内容・検査方法・検査結果の確認方法等について記載された「案内用リーフレット」を作成し、委託者へ納品すること。

（2） 申込の受理・受付

対象者が専用サイトにおいて、次の情報を受託者に提供した場合、申込みを受け付けること。

- ① 氏名／氏名カナ
- ② メールアドレス
- ③ パスワード（検査結果閲覧用）
- ④ 生年月日
- ⑤ 性別

- ⑥ 住所（自己採血キット郵送先）
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 保険証情報（保険者番号、記号・番号）
- ⑨ 確認 I D（本市が発行する対象者個別の I D）

(3) 生活習慣データの取得

委託者と協議の上、申込者から、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」の「標準的な質問票」を参考とした生活習慣データを取得すること。

(4) 自己採血キットの発送

申込者からの申込内容を確認後、速やかに当該申込者が登録した住所（本人宛て）に自己採血キットを発送すること。

(5) 自己採血キットの管理方法等

自己採血キットはデメカル血液検査キットセットを使用する。

管理医療機器 21600BZZ00007000

自己採血キットは下記方法で品質管理すること。

- ① 輸送条件： 室温
- ② 運搬ルート：混載便（ネコポス、ゆうパック等）
- ③ 保管条件：室温保管。ただし、直射日光・高温・多湿・凍結は避ける。
- ④ 自己採血キットで採取する必要血液量は、0.065ml 程度とする。
- ⑤ 採取した血液を、血漿と血球にその場で分離可能とする。
- ⑥ 分離後の血液（以下「検体」という。）は、普通郵便での送付を可能とし、かつ常温常圧下での輸送が可能であるものとする。

(6) 自己採血キットの腹囲測定用メジャー等の同梱

自己採血キットの外箱に、デメカル血液検査セット、取扱説明書、腹囲測定用メジャー及び返信用封筒を同梱し、封緘シールを貼り、封緘すること。

(7) 血液検査項目

検査項目は、次の14項目とし、参考指標として、腎機能低下の早期発見に役立つ「eGFR（推算糸球体ろ過量）」も提供すること。

総蛋白、アルブミン、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)、総コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、血糖、ヘモグロビン A1c

(8) 検査結果の通知方法

電子デバイスにて、受診者自らがインターネット経由で専用サイトにアクセスし、ID、パスワードを入力することにより、検査結果を確認することができる専用画面を提供すること。

(9) 検査結果の提示

検体の投函から、速やかに検査結果（検査結果の基となる各種数値も含む。）を受診者に対して個別に提示する。また、検査結果は次のカテゴリ別に4段階の判定を行い、これらを提示すること。

- ① 総合
- ② 肥満度
- ③ 血圧
- ④ 肝機能
- ⑤ 尿酸
- ⑥ 脂質代謝
- ⑦ 糖代謝
- ⑧ 腎機能
- ⑨ 栄養状態

(10) 医学的コメントの表示

カテゴリ毎に存在している血液検査項目値の組合せによって、医師、医学博士及び学術博士等の監修を経た、分類可能な医学的コメントを表示する。

(11) 改善アドバイス

取得した生活習慣データ等に基づき、カテゴリ毎に生活習慣の改善のための具体的アドバイスを提示すること。

(12) アンケートの取得

申込時及び検査結果参照後において、アンケートを取得可能とする。また、本市が希望するアンケート項目について、申込時に最大5問、検査結果参照後に最大10問までの設定を可能とすること。

(13) 対象者からの問合せ等への対応

対象者からの電話による問合せに対応できる専用窓口を準備し、対応すること。また、申込者から送付された検体に不備があり、これにより検体の検査ができない場合は、その旨を申込者に説明し、自己採血キットを再送するほか、自己採血キットを紛

失したなどの申込者に対しても自己採血キットを再送すること。ただし、申込者1人当たり1回限りの対応を標準とすること。

(14) 申込者及び受診者に係るデータの作成

次のとおりデータを作成し、報告を行うこと。

- ① 受診者の血液検査結果データ
- ② アンケートデータ
- ③ 受付期間中に申し込まれた申込件数
- ④ 受付期間終了後に返送された検体件数
- ⑤ 前年度データとの推移・比較

(15) 検査結果データの授受

集計結果等を取りまとめた中間報告書を令和9年1月に、全体報告書を業務完了時に、それぞれ提出する。なお、報告方法の詳細については、市と協議する。

(16) メールによる勧奨

申込完了から検査結果参照、アンケート回答までを速やかに完了するため、申込者に対して、主に以下のタイミングで勧奨メールを发出すること。

- ① 自己採血キット発送後、一定期間、検査未返送の場合
- ② 検査結果通知後、一定期間、検査結果未参照の場合
- ③ 検査結果参照後、一定期間、アンケート未回答の場合

(17) その他

その他、受託者は、提案上限額の範囲内において、申込者等の健康意識の改善等に資する、健康相談、意識啓発、各種情報提供等の取組が考えられる場合は、市に提案し、両者協議の上、実施の可否及び実施の詳細を定める。

5 費用負担

本業務に係る経費については、受託者の負担とすること。

6 委託料の支払

委託者は、本業務終了後、実績に基づき委託料を支払うものとし、受託者は、本業務が完了したときは遅滞なく委託者に完了届を提出し、委託者による業務完了検査を受け、検査に合格した時は、委託料の支払を請求できるものとする。

7 個人情報の保護

受託者は、この仕様書による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法等のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 事故への対応

事故等への責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、事故やトラブルが生じたときには、適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

9 特記事項

- (1) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (2) 受託者が上記委託業務の他、禁止事項に反した場合、委託者は当該契約を解除することができる。
- (3) 受託者が当該委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失により、委託者に被害を与えた場合、委託者は相応の損害賠償を請求することができる。
- (4) 受託者の受託業務の再委託を禁止する。ただし、委託者が事前に承認した場合は、この限りでない。
- (5) 当該仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、その都度決定するものとする。

10 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休二日制の導入や一日の労働時間を縮減するなど、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増し賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態がおこらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者

- に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。